

## 第二節 地方行政のしくみ

### 一 豊前国府

#### (一) 豊前国府の設置

##### 国府の設置

大化二年、改新の詔に始まる中央集権国家が形成されるなかで、地方政治については国・郡(評)・里という行政組織が作られ、全国六六国二一島それぞれに国の行政官庁として設置されていったのが国府である。改新の詔にもあるように畿内では七世紀後半代に国府の整備が進められたものと推測されるが、それ以外の諸国でも八世紀前半代に設置されていったと考えられる。ただし、発掘調査によつて国府の官衙的な建物が確認されているものなかで、出雲や筑後では七世紀末にさかのほるが、下野・伯耆・周防・肥前などの大部分の国々では八世紀前半代からであり、八世紀後半にくだる国もある。これは律令の様式に基づく国府の建設が国府の設置より遅れたことを意味している。

国府の設置された場所については定形はないとされるが、浅香幸雄氏によれば、山城国以外の国々では畿内に近くその国内で偏った位置にあるもの四二国(約六四割)、ほぼその国の中央にあるもの一九国(約二七割)、畿内に遠い位置にあるもの六国(約九割)となっており、大半がその国の中で比較的畿内に近い

偏った場所に位置していること

になる。また木下良氏は、その

国の交通の拠点を占める位置、

戦略的要地、農業生産の中心地

(広範な水田の分布地)を立地条件

にあげている(第1図参照)。

府域とその構造

国府の府域  
については、

一般的には大国では方八町(二

町は二〇九町)、それ以外の上・

中・下国では六町以下とされる。

藤岡謙二郎氏は「今日までのところ大国以外は六町域をとるものが多いと

考えられる。一辺が偶数だけでなく奇数もあり、それぞれの地形に応じて規模に多少の変化が存したのでは

ないかと考えられる」と述べている(『国府』藤岡謙二郎著、昭和四十九年)。

国府の構造については外周に土塁がめぐらされ、四方には門が設けられるが、その内部には中央部か南半

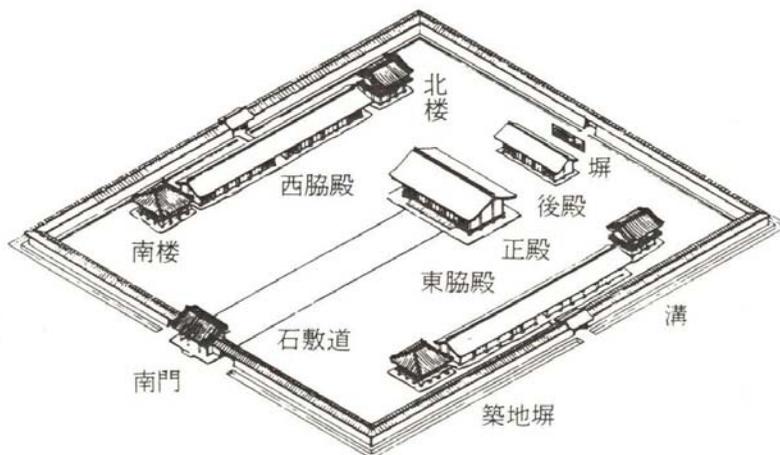
かまたは北半に築地塀(土塁) または板塀に囲まれた方二町ほどの国庁(政庁)が置かれた。国庁の内部には

南面して正殿、その背後には後殿、前面には東西脇殿、場合によっては正殿の前に前殿が配置され、南辺の

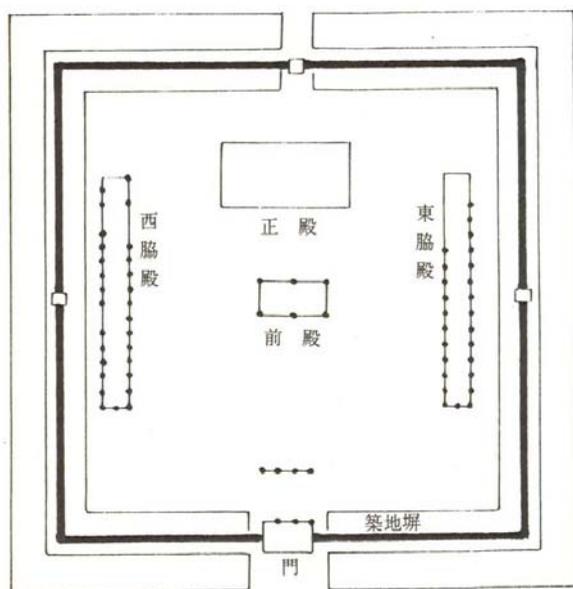
中央部には正門が設けられた。このように主要建物をコの字形に配置する構造は平城京から大宰府・国府、



第1図 西海道国府の分布



第2図 伯耆国府政庁復元図



第3図 下野国府政庁

さらに郡衙にまで共通する古代の官衙的建物の配置形式である。そして国庁前面の中央道路を基準にして一町ごとの碁盤目状道路によって府域内が区画され、その内外には国司の館や倉庫・工房・市場・国学・神社（総社・印鑰社・国府八幡など）・民家などの存在が想定され、発掘調査によっても確かめられつつある。さらに国府に近接して官道も通り、物資の集散や盛んな人々の往来など、国府はまたその地方の中心都市でもあった（第2・3図、第2表参照）。

国府の官人

国府には中央から国司が派遣されて来て地方行政をつかさどるが、普通は長官（守）・次官（介）・判官（掾）・主典（目）の四等官を指している。そのほか史生・国博士・国医者もいたが国司の定員は大国・上国・中国・下国という国の等級によって差があり、またそれぞれの官職の相当官位やそれに伴う職分田なども異なった（第3表）。任期は『大宝令』では六年であったが、慶雲三年（七〇六）に

は四年と改められ、平安初期までに数度の改正が行われたが、宝龜十一年（七八〇）には九州諸国の国司のみ五年とされた。しかし実際的には奈良時代では三年に満たない任期といわれ、更に平安時代に入ってから

第2表 国衙遺跡の存続期間

遺 跡 名	国郡名	700年	800	900	1000	1100
多賀城跡	陸奥	-----	-----	-----	-----	-----
城輪跡	出羽	-----	-----	-----	-----	-----
下野国庁跡	下野	-----	-----	-----	-----	-----
武蔵国府跡	武蔵	-----	-----	-----	-----	-----
近江国庁跡	近江	-----	-----	-----	-----	-----
因幡国庁跡	因幡	-----	-----	-----	-----	-----
伯耆国庁跡	伯耆	-----	-----	-----	-----	-----
出雲国府跡	出雲	-----	-----	-----	-----	-----
周防国衙跡	周防	-----	-----	-----	-----	-----
筑後国府跡	筑後	-----	-----	-----	-----	-----
肥前国庁跡	肥前	-----	-----	-----	-----	-----

第3章 律令政治の展開と郷土 — 奈良・平安時代

第3表 国司職階一覧

下国	中国	上国	大	国	等級
史目守 史生	史目掾守 史生	史目掾介守 史生	史少大少大介守 史生目目掾掾		職員
三人	三人	三人	三人	三人	員数
少初位上 従六位下	大初位下 正八位上 正六位下	従八位下 従七位上 従六位上	従八位下 従七位上 従六位上	従五位上 正六位下 正七位下 正七位上	位階
一町六段 六段	一町二段 二町	一町二段 二町	二町二段 六段	二町二段 二町六段 二町二段	職分田
二人 三人	二人 三人 四人	二人 四人 五人 六人	二人 四人	五人 七人 八人	事力

（『養老令』『延喜式』による）

第4表 国司の職掌

守（長官）	管内の祠社、戸口、簿帳、百姓を字養し、農桑を勧め課せ、所部を糺察すること、貢奉・孝義・田宅・良賤・訴訟・租調・倉廩・徭役・兵士・器仗・鼓吹・郵駅・伝馬・烽候・城牧・公私の馬牛・闕遺の雑物および寺・僧尼の名籍のことを掌るが、特に陸奥・出羽・越後等の国は、それ以外に饗給・征討・斥候を掌り、壱岐・対馬・日向・薩摩・大隅等の国は別に鎮捍・防守および蕃客の帰化を掌る。また三関国（伊勢・美濃・越前）は関割および関契のことを掌る。
介（次官）	長官である守を補佐し、守が不在のときはその代行を勤める。
掾（判官）	国内を糺判するほか、文案を審署し、稽失を勾え、非違を察することを掌る。
目（主典）	事を受けて上（の）せ抄（しる）し、文案を勘署し、稽失を検出し、公文を読み申すことを掌る。
史生	目の下で雑務を処理する。

は遙任（ようちん）が一般化していつて国司制そのものが形骸化（けいがい）した。国司の職掌については、全体的には郡司を統督して庶政一般をつかさどるが、『令義解』にみる具体的な職務内容は「守」を中心に国内の祭祀（さいし）・勸業・戸籍・徴税・訴訟・軍事・交通等々多岐にわたっている（第4表）。

(二) 豊前国府の所在地と惣社

(1) 豊前国府の所在地をめぐる一文献と学説一

文献にみる 豊前国府が豊前国内のどこにあるのかについて、文献上では次のようにみえている。  
豊前国府

- ・ 『和名類聚抄』 (略して和名抄) 五、国郡…豊前国、国府在京都郡
- ・ 『色葉字類抄』 ……府京都
- ・ 『伊呂波字類抄』 ……府京都
- ・ 『拾芥抄』 ……「国府在京都郡」
- ・ 『豊前志』 ……「草場村に在庁屋敷と称する処あり、是国府の蹟なるべし…」
- ・ 『太宰管内志』 ……「按ずるに、国府・国分寺同処にある例なれば、後世に、郡堺かはりて、今仲津郡の内とならむか国分寺も今は仲津郡内にあり…」
- ・ 『古事類苑』 ……「地部三十一豊前国…」…「此国は古へ国府を京都に置く…」
- ・ 『豊前遠鏡』 ……「国作に御所と称する地あり、是れ国造を住せし地なりといひ、或は国司の住せし地なりといふ…」
- ・ 『豊前新大鏡』 ……「豊前国、国府所在地、京都郡祓郷村草場…」
- ・ 『大日本地誌提要』 ……「古へ国府を仲津に置、今草場村に在庁屋敷あり蓋し其遺址なり」

・『大日本地名辞典』…「国府は初より仲津郡に置れるものにして倭名抄の京都郡に作れるは誤なるべし」

・『日本国郡沿革考』三、西海道…「…京都六十三村、古国府…」

・『京都郡誌』…「草場の人について聞くに上屋敷と称する地はあれど在庁屋敷と称する地無し」

「国作に御所と称する地あり。…国司の住せし地なりといふ」

### 豊前国府をめぐる学説

このようにさまざまに豊前国府所在地が考えられているが、『太宰管内志』『豊前遠鏡』の仲津郡または(仲津郡)国作を除けば、ほとんどが京都郡・古へ国府京都郡か草場としてい

る。  
このような文献を基礎に、現在まで主として歴史地理学的な立場から豊前国府の所在地について幾つかの意見が出されてきた。それは条里や地名とその周辺の古代寺院・官道・港など主な遺跡との関係を踏まえてのものであった。豊前国府については次のような学説がある。

・藤岡謙二郎…国作説(旧仲津郡)。国作の集落に「惣社」「御所」「古門」「中小路」「喜蔵」などの国府跡にみられる小字名があり、近くに国分寺跡があること。また推定府域周辺の条里と方位が異なることなどをあげ、方四町から六町の府域を考える。

・木下良…国作説。国府に最も関係深い総社(当地では惣社)が、国分寺に近い国作の地にあること。祇川流域一帯の条里制土地割りと国府推定域の方位の異なること。小字馬場・荒堀付あらかほり近に多量の土師器・須恵器の破片の認められること。布目瓦と思われる小片を採集したことな

どをあげ、方六町の府域を想定する。

・平野邦雄……第一次国府は津熊（旧京都郡）説、第二次国府は草場説（京都郡）。

津熊（現行橋市）付近に広がる方一〇町の地割り（N15°W）が周辺の京都郡条里と異なることから、次のような根拠でここを初期豊前国府とした。

(1) 景行紀（日本書紀）の中の「長峽県」は京都郡のことであり、草野津近くに建てられた景行天皇の行宮の地に国府が設置された。

(2) 天平十二年（七四〇）の藤原広嗣の乱の「豊前国京都郡営」の記事（日本書紀）は、軍団が京都郡内に配備されていたことを示し、郡営は国府内に置かれていた。

(3) 天平十八年（七四六）の官符（『類聚三代格』卷十六、延暦十五年十一月二十一日）にみえる「豊前国草野津」（現行橋市草野、旧京都郡）は国府の外港であった。

(4) 恒富八幡（行橋市上津熊字土井元）は京都郡条里の一条の起線上にあり、これは国府八幡が注目される。

第二次国府の草場はそこに国府が移転したという理由について、「天平時代以後は特に政府と宇佐との関係が緊密化し、平安時代に宇佐和気氏の派遣となったが、国家の大事には必ず遣使祈請が行われ、また神人の参洛も多くなると、豊前における政治的中心は山国川以北より山国川以南に移ったといつてよいであろう。国府の移転がおこなわれたとすればかかる大勢のもとに理解しなければならない」として、更に「宇佐使は（港としての機能を

●木原武雄……初期国作説、後に草場移転説。

失った草野津ではなく、今井津に上陸し、草場（祓郷村）に至り、豊日別宮（とよひわか官幣宮）から在庁官人・神官を率いて神輿を発し、宇佐宮に参向したという。…大宰府↓（田河駅）↓祓郷↓宇佐に至る官道が重要化し、官道の要地を占める祓郷が豊前国府地とされる理由もここに生まれよう」と述べている。

『和名抄』の国名下注の国々の中で豊前を除く以外の諸国（筑前・筑後・豊後）は、国府伝承地と『和名抄』所載の郡とが全く一致するが、郡名下注の国々（肥前・肥後・大隅・日向・壹岐・対馬）では『和名抄』所載郡域内にも伝承国府とは違った国府跡の想定が考えられ、また伝承地と同書所在郡とが同一な場合においても別地にそれが認められるとし、『和名抄』編纂当時既に国府の移転が行われたと解されるのに対し、前者（国名下注の国々）ではなお創設地に存続して移動をみなかったという仮説が成り立つとする。そして「（豊前国府の場合は）郡域の変更以外にはありえないわけである。つまり国府創設地（伝承地）たる国作址（中津郡）域は当時京都郡に属していたとみななければならない」とし、更に「豊前国府は創設当初から京都郡（現豊津町国作）に存在し、平安末期か鎌倉中期ごろまでに同郡草場（府中）に移転した。なおこの間、国府所在地たる国作地区は仲津郡へ編入された」とする。また「このことは考古学的知見、つまり伝承地に分布する布目瓦（『和名抄』編纂年以後のものを含むと推定）の存在、並びに十二世紀ごろの創建とする総社の存在などによつ

ても証し得るように思う」とも述べている。

・米倉二郎……国作説。近くに国分寺・総社が存在すること。国作想定地付近は、祓川流域の条里地割り  
がN三五度に対し、真北をとる道路がみられること。

・戸祭幸美夫……須磨園すまの(旧京都郡、現行橋市)から国作へ(八世紀中ごろ)、国作から須磨園へ移転。

小字名に国府(こう)を連想させるものが多いとする。それは「幸奇」「国作」「香平  
ら」「陣ノ内」「古門」「大陵寺」であるが、「大陵寺」は大領を連想させ、「陣ノ内」  
は京都郡営が国府内に設けられたとすれば、国府関係地名に数えうるとする。また、須磨  
園付近を流れる小波瀬川の下流には草野津があることや、須磨園の南方に所在する椿市廃  
寺のような古代寺院は古代の重要施設に近接しているとして、府域方六町・国庁方二町を  
考えている。

・高橋誠一……国作説。府域を方八町としているが、具体的な根拠は示していない。

・日野尚志……国作説。大宰官道との関係から推定し、方六町の府域を考えている。のちに須磨園への移  
転をしたとする。

・白石 寿……草場説。国分寺との距離関係および文献資料から推定する。

以上のように豊前国府所在地については、概して国作(旧仲津郡)に想定する学説が多い。しかし、そこ  
に国府の創設から廃絶まで一貫して存続していたとする説は少なく、次の四つに分類できる。

(1)初期には京都郡内(津熊・須磨園)に想定し、のちに仲津郡内(国作)に移転したと想定する説。

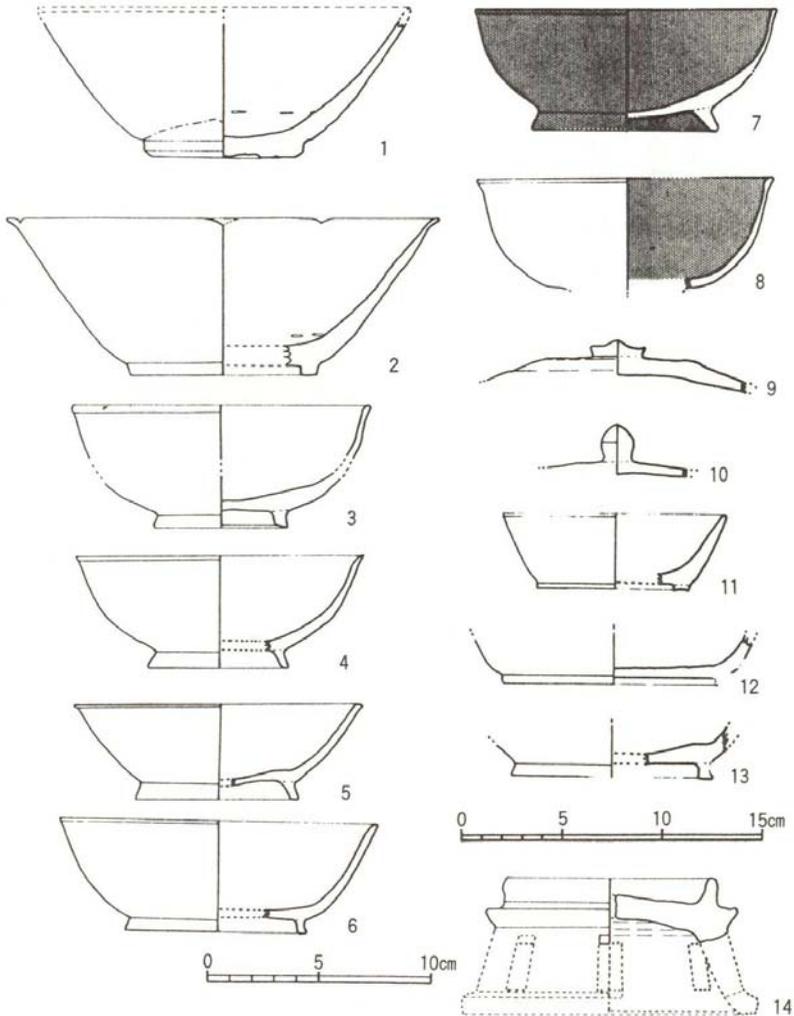
- (2)初期には仲津郡内(国作)に想定し、のちに京都郡内(須磨園・草場)に移転したと想定する説。
- (3)初期には京都郡内に想定し、のちに仲津郡内に移転し、再びまた京都郡内に移転したと想定する説。
- (4)草場(旧京都郡)、または国作(旧仲津郡)に設置されて移転は考えないとする説。

これらの学説のほとんどは前出のように考古学的な調査を伴ったものではない。中でも文献では最も古く十世紀前半に編さんされた『和名類聚抄』に記載された「豊前国府在京都郡」に依拠しながらの論考が多いが、『和名抄』の記載と実在する国府関連遺跡(国分寺・総社など)とが矛盾して仲津郡に所在することに關して①『和名抄』の誤記である②郡域の変更があった(もともと国府は仲津郡にあった)③『和名抄』の編纂段階では京都郡にあったが、それより古い時代や新しい時代には別場所にあった④『和名抄』の記載は正しい(国府を京都郡に求める)というような基礎になる議論が存在し、そこから展開しているようである。しかし長い間国作でいくらかの土器・瓦片などが地表で採集されたほかには考古学的にもそれぞれの学説を裏付けるような資料も発見されず、いずれも将来の調査に期待するとして、豊前国府の所在地をめぐっては決着をみないまま推移していた。

## (2) 豊前国府国作説の浮上

**ゴミ焼却場候補地と発掘調査** 昭和五十一年(一九七六)になって、国作こくさく幸木地区さいもくが広域圏ゴミ焼却場候補地になり、二月から事前の発掘調査が行われた。幸木地区は豊前国府推定地の一つである推定国府

域の北辺にあたるが、その調査の結果は『幸木遺跡—唐・五代陶磁器出土発掘調査報告—』としてまとめられている。調査は現場に六本の試掘溝を入れて行われたが、特に第三・四の試掘溝にかかった大溝からは九



1・2 青磁碗 3～6 土師器碗 7・8 黑色土器碗  
9・10 須恵器杯蓋 11～13 須恵器高台付杯 14 円面硯

第4図 幸木遺跡出土品

世紀後半から十世紀後葉にわたる遺物が出土している。その内容は越州窯系青磁、白磁などの中国から輸入された磁器類のほか、<sup>りやくちやう</sup>緑釉陶器・土師器・黒色土器・<sup>がき</sup>瓦器・<sup>えんめんけん</sup>円面硯・瓦・<sup>かき</sup>鎌・<sup>いし</sup>碁石などである（第4図参照）。また、溝の西側の試掘溝からは掘立柱跡が出土しているが、これらの遺物や建物跡から調査者は「豊前国衙に勤務した在庁官人の屋形跡と考えられ、この屋形が営まれたのは九世紀から十世紀にかけてのことである」と述べている。更に「幸木遺跡の性格から考えて、豊前国衙が仲津郡に置かれたこと、しかし具体的な位置については不明である。…在庁官人屋敷は国衙の近くに位置したのであろう。これらのことと地勢とを考えれば、背後に惣社の丘陵が<sup>びやうか</sup>屏風のごとく、さらにその後には八景山を控え、南に国分寺丘陵、北東に草場神社、大山の独立丘陵、東南側に帯状に祓川を周らした平地、大字国作字御所の今はない小丘陵の東南側の背山臨水の好地に国衙の位置を求べきであらう。」と述べ、国作御所の南東一帯を国府跡と推定した。

#### 道路建設と

#### 発掘調査

前出の発掘調査現場の南に隣接して、当時椎田・勝山バイパス線の道路工事の一部が始められていたが、その現場からも遺物が採集されている。白磁・緑釉陶器・須恵器・土師器・黒色土器などであるが、時代的には幸木遺跡出土のものと同時期が考えられている。

その後、椎田・勝山線バイパス工事の本格化に伴い、昭和五十三年（一九七八）一月から二月にかけてその道路が国府の推定地を通過する部分の調査が行われた。遺跡は水田下約九〇<sup>センチメートル</sup>から出土し、調査区域全面にわたり小ピットが検出され、ほかに井戸跡と考えられる径〇・八<sup>メートル</sup>、深さ一<sup>メートル</sup>の大ピットが五つと数条の南北方向に延びる溝が検出された。出土遺物には糸切り底の土師器碗・<sup>わん</sup>甕、<sup>かめ</sup>須恵器坏、黒色土器碗、白磁、緑釉陶器片、瓦などがある。

この発掘調査の結果、調査者は「遺物の年代はほぼ十世紀から十一世紀前後のころのものと思われる。また白磁は中国からの輸入品であるが、当遺跡では白磁のみの出土であり、青磁を含まないことは注目されるところである。瓦は平瓦がほとんどで、いずれも小片で磨滅しているが、瓦の出土は当遺跡付近に瓦を葺いた建物の存在が予想される。…この地における歴史が平安時代に遡ることが確認された。」と述べている。

### 豊前国府国作説の浮上と問題点

以上のような二度にわたる豊前国府推定地の一部の発掘調査は、これまで地名や文献で国府の所在したことを濃厚にした。逆にまたこれまで豊前国府跡としてあげられてきた旧京都郡・仲津郡の他の推定地（須磨園・津熊・草場）からは現在に至るまで国府の所在を思わす遺物は何も発見されてなく、国府を推定する根拠は乏しくなった。

このように国作国府説が浮上したが、その一方では幸木地区を中心にその一帯に広域圏ゴミ焼却場（近隣一市三町）の建設計画が進行していて、計画どおりに事業が進めば国府推定地の主要部分は破壊されること  
が確実であった。

### (3) 豊前国府推定地の保存をめぐる動き

**国府を守る** 豊前国府の有力な推定地であった国作地区の前出のような調査で、国府所在地にふさわしい  
**大きな輪** 遺物が出土する一方、そのころここに公共施設（ゴミ焼却場）の建設計画が進行し、研究者・

歴史研究団体や地元住民の中から国府推定地を守ろうとする動きが起こってきた。その動きはもともと郷土の歴史を広く学習して理解を深め、その中で郷土の歴史的遺産について考えていこうということに発展して、

「豊前国府・国分寺調査研究会」を結成する運びになった。そのため昭和五十一年四月から設立準備会が作られ、規約・趣意書を作成して七月から会員の募集を始めた。全国の国府跡の多くが市街地化して十分な調査ができないという状況もあって、豊前国府をめぐる動きは地元マスコミにも取り上げられて反響を呼び、地元を中心に県内各地から約二四〇人の会員の応募があり、豊前国府を守ろうとする輪は大きな広がりを見せた。

#### 豊前国府・国分寺 調査研究会の発足

研究会の発会式は同年八月一日、豊津町立「いこいの家」学習施設で行われた。当日は約一二〇人の会員が参加し、来賓には豊津町教育長進貞、九州歴史資料館学芸課長渡辺正気、梅光女学院大学教授波多野皖三、北九州市歴史博物館主幹小田富士雄各氏の出席を得た。あいさつの中で渡辺氏は「国府の解明は一朝一夕できるものではなく、地道な研究が必要で、少なくともわれわれの子・孫の代百年位はかかるという長い展望が必要で、それには遺跡が現状のまま保存されていくことを望みたい。」と述べられ、また波多野氏は「この会が地元の熱意でできたことは驚きである。各地の現状から見て、今調査しなければ五年後はどうなるだろうかと思う。熱意を持ち続けてほしい。」と述べられた。発会式後、小田氏が「豊前の国府について」と題して講演し、そのあと豊前国府推定地や豊前国分寺僧寺・尼寺跡の見学を行った。なお、会長には定村責二、監事に小林康志、事務局長に川本義継の各氏を選出したが、運営委員は次の方々が承認された。

(行橋市) 原口信行、木村秋芳、山内公二、赤崎敏男、西中孝 (京都郡) 植山荒二郎、野口博明、林律子、  
古賀武夫、田中重臣、川本義継 (築上郡・豊前市) 宮本工、濱嶋三司、座小田勉、米田鉄也 (中津市)

朝田泰 (宇佐市) 小倉正五

研究会の活

豊前国府・国分寺調査研究会の日常的な活動は(1)機関紙の発行 (2)見学会の開催

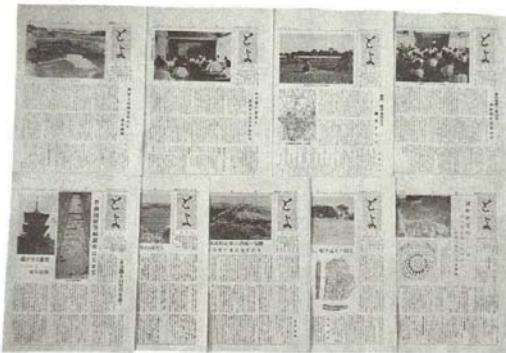
動と成果

国分寺周辺の地表調査 (4)研究会・講演会の開催を行うことであった。活動の詳しい記述は

避けるとして、会の機関紙「とよ」(第5図)は十一号まで発行されているが、国府推定地をめぐる動きを詳細に伝え、国府や国分寺の持つ歴史的な意義を訴えるとともに、近隣の主要遺跡の紹介や会員の意見交換の場としての役割も果たした。遺跡の調査では、未調査であった隼人塚古墳(前方後円墳・行橋市)・八雷古墳(前方後円墳・行橋市)を調査してそれぞれの報告書を出しているが、国府推定地から仲哀峠に至る官道の踏査も行った。また、ゴミ焼却場の建設についての対処が急を要したこともあり、国府跡保存についての請願書を文化庁長官に提出する一方、ゴミ焼却場予定地の変更に関する要望書を一市五町に提出した。

このように会員の熱心な活動は、会員自らの文化財に対する認識を高めただけでなく、国府に対する認識が深まっていったことも確かである。

その後国作幸木地区を中心に建設計画の進められていた広域圏ゴミ焼却場も他地域へ移転することとなり、ひとまず豊前国府推定地は原状の水田のまま残されることとなった。



第5図 豊前国府・国分寺調査研究会会報「とよ」

(4) 惣社八幡と豊前国府

国司と総社

惣社は普通総社と書かれるが、律令国家の成立に伴って、国ごとに置かれた一国の総社を指している。総社は国府内か国府と近接した地域に一の宮・二の宮以下の国内神社の祭神を集めて祭つたのに始まり、一の宮・総社制の成立は平安時代後期の十一世紀後半と考えられている。そして国衙祭祀を中心とした神社制度が確立したのもこの時期とされている。国内神社のすべての管理・祭祀は国司の任務の一つとされていたが、特に総社の持つ役割は在庁官人・国人層を結集していくための精神的支柱として運用されていたと考えられており、また国司の着任儀式もここで行われ、国衙行事を行ううえから重要な施設であった。

豊前国総社

豊前国の総社は、現豊津町大字国作字弥大夫に所在する(第6図)。推定国府域内のほぼ中央部やや西側に位置し、南面する国庁が北半にあつたとすれば、総社は国庁域に接した南西隅に位置したことになる。社記・社伝がなく、『豊前国志』は「上代の鎮座、後大友兵火焼失、：往昔八大夫とて八家の神職が奉仕」などとあるが、社の起源やその後の歩みについては一切不明である。現在の祭神は仲哀天皇・応神天皇・神功皇后・仁徳天皇・大己貴命・少彦名命であり、豊前国内の神々を祭つてはいないが、他国においても国内すべての神々を祭祀しない例もあり、



第6図 惣社八幡社

豊前一の宮としての八幡神に大己貴命・少彦名命を合わせて惣(総)社八幡社としても特に矛盾はない。現在残っている奉納遺物には平安時代の六稜鏡一面がある。官人の奉納であろうか。

### (三) 豊前国府推定地の発掘調査

#### 地理的・歴史的環境

豊前国府は昭和五十九年度から継続して発掘調査が行われ、その結果福岡県京都郡豊津町大字国作・惣社地区周辺に建設されていたことが明らかとなっている。この一帯は、祓川中流域の左岸沖積平野の縁辺部に当たり、国府は南方から延びてきた標高二六メートル前後の低丘陵上を中心に形成されている。現在、南半に国作の集落が営まれ、北半には水田が広がっている。

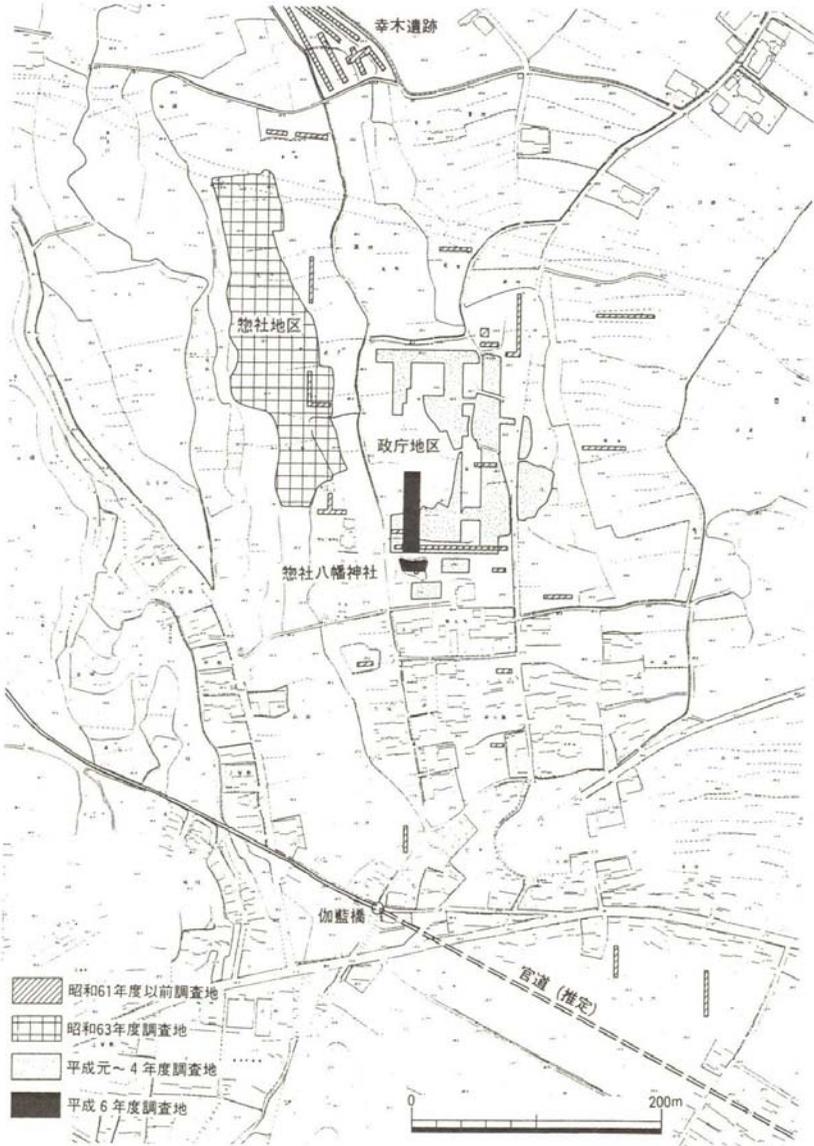
豊前国府の所在地は、豊前国全体からみて畿内に近いやや北方に位置し、国内で最も広い京都平野の南部にあたっている。古墳時代終末期から奈良時代の初期には西側の丘陵部から八景山は古墳や横穴墓からなる墓地として利用され、北部から東部の沖積地は水田としての条里が施行されていた。南部に目を向けると大宰府と宇佐八幡宮を結ぶ官道が北西から南東方向に走り、南方約二キロメートルには仲津郡の郡司層の私寺と考えられる上坂廃寺が建立されていた。また、国府予定地にはこの時期既に大規模な集落が営まれていた。

#### 調査の契機と調査概要

前項で記述されたとおり、豊前国府の所在地にかかる諸説のうち、豊津町大字国作・惣社説は最有力候補地として注目されていた。昭和五十一年になって推定地北部の国作字幸木地区で焼却場建設が計画され、緊急調査が実施された。調査の結果、須恵器・土師器のほか、緑釉陶器・青磁・白磁、円面硯、瓦・基石など官衙的な遺物が出土し、国府の存在の可能性が非常に強くなった。

昭和五十年代の後半になると、町内の各地区で圃場整備事業が進められ、国府周辺地域もその対象地となることが予想された。このため、事前に国府の範囲と構造を確認するため、昭和五十九年度から六十一年度に第一次から第三次のトレンチ調査が実施された。五十九年度は国土調査法に基づく座標を設定したのち、北半地域のやや縁辺部を対象に五か所のトレンチを設定した。翌六十年では中央部付近に五か所と、官道の存在が予想された徳政地区に三か所のトレンチを設け、六十一年度には南半地域の国作集落付近で七か所のトレンチを設定した(第7図)。この三か年の調査によって、国府関連の遺構は主に「(惣社)八幡宮の北側の字宮ノ下、光り、御所、金築、幸木を中心とした地域に遺存している」と推測された。また、遺構のなかでは字宮ノ下で検出された南北溝が九世紀末ないし十世紀前半代のものとして注目され、遺物でも各種の施釉陶磁器とともに瓦や硯の出土から、一瓦葺き建物からなる官衙の存在が確実となった。

その後昭和六十三年度になると、惣社地区で圃場整備が実施されることになり、その事前調査として惣社八幡宮北側の低丘陵上で第四次の全面発掘調査が実施された。調査区は東西幅約四〇〜八〇メートル、南北長さ約二六〇メートルで、面積約一万四〇〇〇平方メートルの広範囲にわたるものであった(第8図)。確認された主な遺構は、弥生時代の堅穴住居跡約一〇軒・貯蔵穴約二〇基とともに、七世紀から八世紀代の堅穴住居跡六五軒、七世紀から十三世紀の掘立柱建物跡約一六〇棟・井戸約二〇基などである。調査の結果、この地域は国府が建設される直前の古墳時代終末期から奈良時代初期にかけて約一〇〇年間にわたって大規模な集落が営まれ、奈良時代のある時期から国府の市街地となり、その後鎌倉時代初期まで生活の場となっていたことが判明した。また、掘立柱建物跡のなかには官人層の住居と考えられる廂を持つ建物や、大形の倉庫なども確認さ



第7図 豊前国府推定地調査区配置図

れた。なお、政庁の所在地については、水路を隔てた東側の低丘陵上が有力地と推定された。

政庁の存在が有力視された国作字御所・宮ノ下地区の調査は、平成元年度（第五次）から六年度（第九次）まで継続して行われた。調査方法は基本的に幅一〇または一五メートルのトレンチを東西または南北方向に設定して実施された（第11図）。第五次調査では、政庁推定地東部で、幅約六・〇メートル、長さ約三〇・二メートルに及ぶ南北に長大な掘立柱建物が発見され、政庁の東脇殿と推定された。また、北部中央付近で東西方向の大溝が確認され、後に政庁の北辺を区画する施設と考えられた。第六次調査では第二次調査で検出された南北溝の延長線上で、平行する二条の溝が確認され、政庁東辺を区画する築地塀の両側の雨落ち溝と判断された。ま



第8図 惣社地区全体図

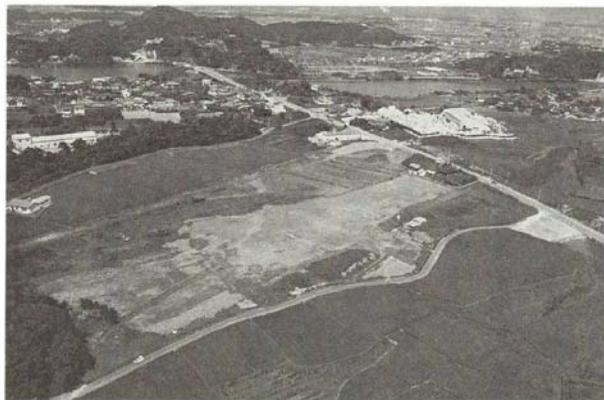
た、政庁南部の中央付近で総柱の掘立柱建物跡が検出され、門の可能性も指摘された。更に、政庁の東側の調査区でも九世紀から十世紀代の掘立柱建物跡や溝が多数分布することが判明した。第七次調査では東辺の築地塀の内側の溝が西方に曲がるコーナー部が検出され、政庁の南辺が確認された。また、第五次調査で検出されていた東辺内側に平行する南北棟の掘立柱建物が、更に南方に延び築地塀とほぼ同時期の政庁の東脇殿と推定された。第八次調査では正殿推定地付近にトレンチを設定したが、削平のため目的の遺構は検出されなかった。第九次調査では政庁推定地の南西部で、八世紀後半前後の掘立柱建物跡が確認されたが、目的とした西脇殿は発見されなかった。ただし、政庁南西部に残っていた一トールほどの高まりで、十世紀後半ごろの西辺築地塀の雨落ち溝が検出された。

#### 惣社地区の調査

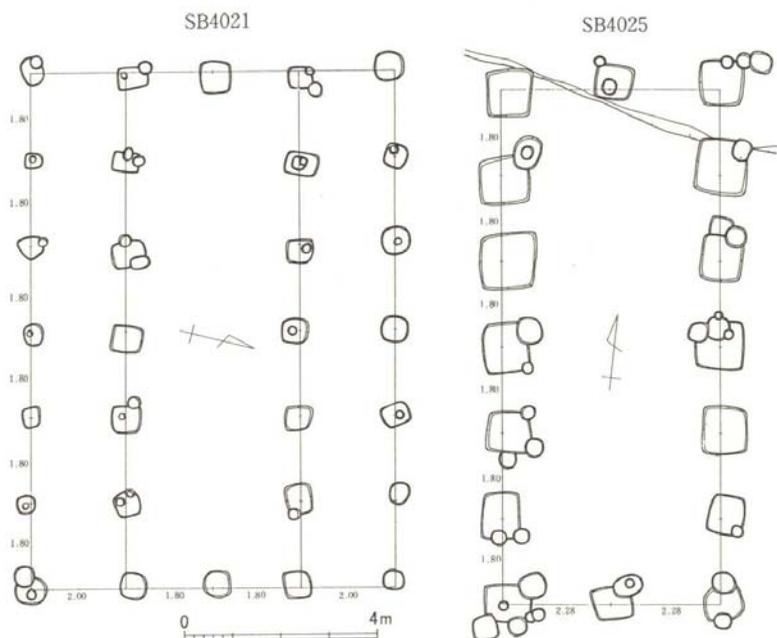
第四次調査の惣社地区で検出された奈良・平安時代の遺構は掘立柱建物跡約一四〇棟・井戸約二〇基・溝約一〇条がある(第9図参照)。掘立柱建物跡は柱穴が円形・隅丸方形・方形のものがあり、総じて径二〇〜六〇センチ程度やや小形のものには円形が多く、四〇〜一〇〇センチ程度やや大形のものには隅丸方形や方形が多い。ただし、柱痕跡は全体的に小さく最大のものでも径三五センチ程度である。また、九・十世紀には床面積の広い建物がみられる。さらに、建物の形式では部分的に廂を持つ建物が八棟、倉庫と考えられる総柱の建物のうち方二間を上回る建物が八棟ある。

SB4021は、調査区中央部付近にある東西棟の掘立柱建物跡である(第10図)。構造は桁行六間・梁間二間の身舎部の南北両面に廂が付く。柱穴は基本的に隅丸方形の平面形をなし、一辺が四〇〜七〇センチである。建物全体の規模は、長さ一〇・八メートル、幅七・六メートルで、床面積は約八二平方メートルである。

第3章 律令政治の展開と郷土 — 奈良・平安時代



第9図 惣社地区全景



第10図 惣社地区掘立柱建物跡実測図

SB4005は、調査区のやや南部に位置する東西棟の建物跡である。建物の構造は桁行五間、梁間三間の総柱建物跡で、長さ一一・〇メートル、幅七・四メートルの高床倉庫と考えられる。柱穴は平面形が七〇センチメートル程度の隅丸方形をなす。床面積は約八一平方メートルで、国府内の倉庫では最大の規模である。

溝は東西方向に走るものが多く検出された。SD4003とSD4004は調査区のやや北部に位置し、溝の中軸で一二メートルの間隔をおいて東西方向に平行して走る。溝の幅は前者が一メートル前後、後者が二メートル前後である。国府内の主要道路に伴う側溝かと考えられる。时期的には八世紀後半ないし九世紀前半で、国府建設の比較的初期に属する。

惣社地区の調査によって明らかとなった事柄や問題点は次のとおりである。

①国府の建設と終焉しゅうえんについて

豊前国府が建設された国作・惣社地区には、古墳時代終末の七世紀中ごろから竪穴住居跡と小形の高床倉庫とからなる大規模な一般集落が営まれていた（豊前国府Ⅰ期）。八世紀代の中ごろになると、この集落内の竪穴住居跡が急速に減少する。これとほぼ同時期に東側の国作字宮ノ下・御所地区で掘立柱建物跡や直角に曲がる溝などの官衙的な遺構が建設される（同Ⅱ期）。その後、九世紀後葉になると、国作の当該地区に整地をしたのち築地塀や脇殿・門に代表される明確な政庁が建設される（同Ⅲ期）。大形の建物で構成される政庁は、十二世紀前葉前後まで建て替えを繰り返しながら、ほぼ同じ場所に存続していたと考えられる（同Ⅳ期）。そして十二世紀中葉ごろには再び大規模な土木工事または災害を経験して、十三世紀前葉にかけて大溝で区画された居館的な施設へと移行する（同Ⅴ期）。つまり、豊前国府は八世紀中ごろに建設され、十

二世紀前葉まで官衙的施設は存続したが、その後は在地豪族層の私的な施設へと移行したと推定される。

② 掘立柱建物について

惣社地区は国府の居住地域に相当するためか、確認された建物のうち床面積が一〇〇平方メートルを超えるような大形の建物はなく、床面積七〇平方メートル以上が八棟で、最大のSB4150でも九〇平方メートルにとどまる。ただし、その中にはSB4021に代表されるような廂を持つ官人層の住居と想定されるような建物や、SB4005のようなやや大形の倉庫も点在している。なお、政庁地区に比べ、惣社地区では瓦類の出土量が少なく、検出された掘立柱建物跡のうち屋根に瓦を使用したものはごく少なかったと想像される。

③ 国府市街地の復元

当地区は全体的に旧地表の削平が著しく、浅い構築物である道路や柵列などの町割りの基本となる施設はあまり残っていない。しかし深い溝や建物の密集の度合いなどから市街地の復元を試みることは可能である。まず道路のうち東西方向のものは、SD4003とSD4004との空間が幅約一二メートルの豊前国府Ⅱ期の道路と考えられる。これを基本にして、芯々で七二メートルの間隔で北側と南側に建物が少ない部分があり、この部分にも東西方向の道路が走っていた可能性がある。次に南北道路では、調査区北部で南北方向に建物希薄な部分が中央からやや西側に続いている。幅は先の東西道路の半分程度と想定される。当地区の中央部にはやや大形の建物が特に集中する一角があるが、この部分が市街地の一つの中心をなしていたと考えられる。なお、租などの税を保管した正倉しょうぐらうについては、調査区南部に二×三間・三×三間の倉庫が三棟あるが、やや規模が小さく、数も少ないため該当しないであろう。現状では正倉の位置は不明である。

## ④豊前国府の範囲

国府の市街地については、第Ⅲ期政庁の北辺大溝から北方約二一〇メートルの県道椎田・勝山線の調査地まで多数の遺構が分布するが、その北方約二〇〇メートルの幸木遺跡では明確な遺構が検出されていないことから、その北限は同政庁から約二二〇メートル前後と推測される。南限については、官道の一つの境界と考えるならば、北辺大溝から南方約四三〇メートルとなる。また西方は、同政庁の西辺築地堀推定線から約二五〇メートルの位置に比高差一〇メートル前後の低丘陵が南北に走る。この丘陵上には古墳も現存することから、奈良時代には未開地と想像され、この丘陵の東辺裾部までが有効に利用できる地形である。東辺については、遺構が検出された範囲は東辺築地堀から東方約四〇〇メートルまでで、その東側は比高差二メートル前後の段落ちとなっている。ただし、条里は東方約一六〇メートル以東からしか分布せず、そこまで国府の関連施設が広がっていた可能性は高い。以上のことから国府の範囲を復元すると、第Ⅲ期政庁の時期で南北の長さが約六五〇メートル、東西の幅が約四九〇メートルと推定される。

## 政庁地区の調査

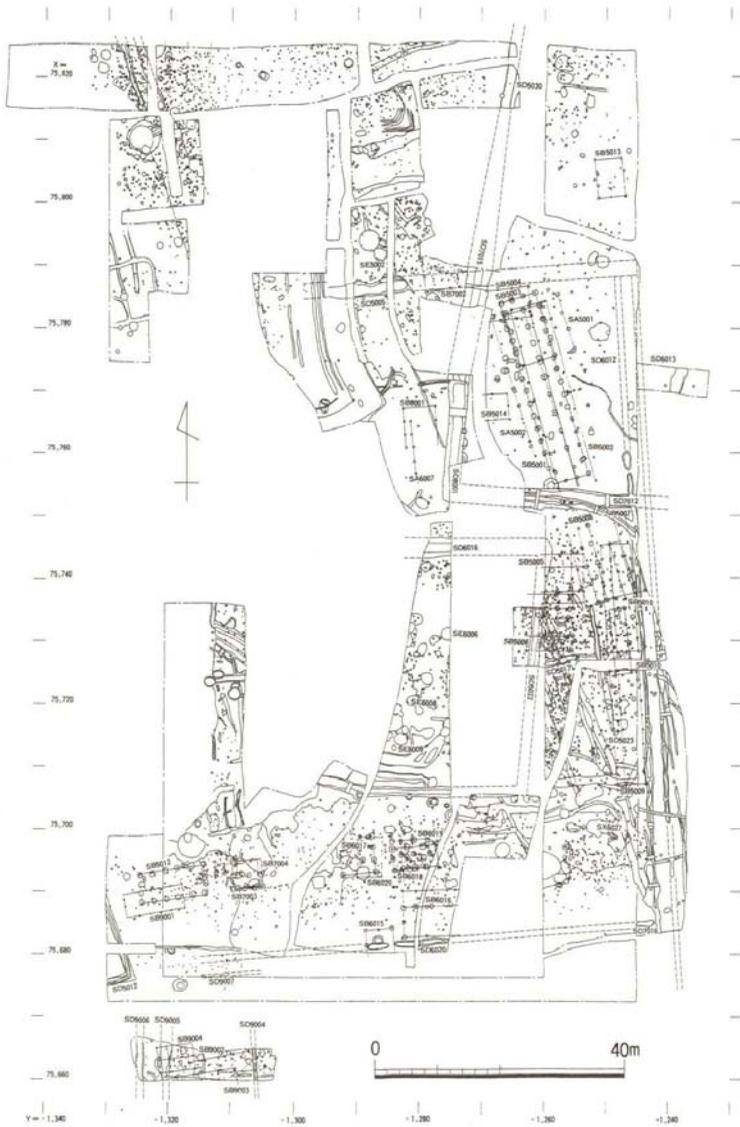
大字国作字御所・宮ノ下地区一帯は、第五次から第九次の調査で豊前国府の政庁が確認されたため、ここでは便宜的に「政庁地区」と呼ぶ(第11図)。ここでは豊前国府第一期から第Ⅴ期の時期ごとにその変遷をみることにする。第Ⅰ期に属する遺物は整地層・包含層などから出土しており、惣社地区と同様の集落が広がっていたことも想定されるが、政庁建設の際に破壊されたと考えられる。

第Ⅱ期の遺構は、基本的に当地区の西部に広く分布する暗褐色整地層の下から検出される遺構である。全

体としてこの時期の遺構は少なく、南西部で検出された逆L字形に曲がる溝(SD5012)と二棟の掘立柱建物跡(SB5012・SB7003)のほか、南東部の数条の南北溝と不整形土曠が確認されるにとどまる。

SD5012は二段掘りで直角に近く屈折するが、その方向性からみて政庁を直接区画する溝とは考えにくい。SB5012は柱穴が一辺八〇―一〇〇センチメートルの方形をなす、官衙的な色彩の強い東西棟の建物である。規模は桁行が五間(一〇・五メートル)、梁間が三間(四・五メートル)で、床面積は約四七平方メートルである。この時期の遺物としては鴻臚館系や老司系の軒瓦があり、一部は瓦葺き建物であったと考えられる。

Ⅲ期の遺構は、全体として政庁の構造を最も明りように復元することができる。この時期の施設は暗褐色土の整地を行ったのち建設している。この時期の基準となる遺構は政庁東辺を区画する二条の南北溝で、築地塀の両側の雨落ち溝である(第12図)。政庁地区南東部でこの溝から西方に屈折する一条と、南西部で平行して外側を走るもう一条の溝があり、この両方の溝の間に南辺の築地塀が想定できる。また、北辺でも同一の方位をとる大溝が確認されている。政庁内部の建物では東辺築地塀の中央付近に隣接して、南北に長大な同じ構造の掘立柱建物が二棟連続して配置されている(SB5009・SB6020)。SB5009(第13図)は北側の建物で西面に廂を持つ南北棟の建物で、桁行八間(二七・四メートル)・梁間三間(四・九〇メートル)で、床面積は約八五平方メートルである。SB6020も同様の建物であるが、桁行が一八・四メートルとやや長く、床面積は約九〇平方メートルである。これらの建物は政庁の東脇殿であるが、政庁南部の中央付近で中門の可能性がある総柱状の掘立柱建物跡(SB6018、第14図)が検出された。この建物は東西棟で、桁行三間(六・八メートル)・梁間二間(三・四メートル)で、八脚門の形態をなす。以上の遺構はⅢ期のなかでも前半代に属するもので



第11図 政庁地区遺構配置図

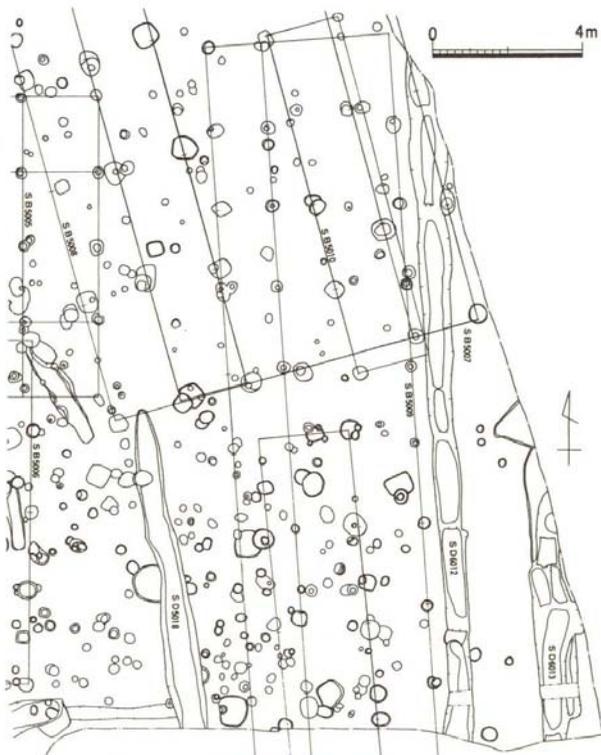
第3章 律令政治の展開と郷土 — 奈良・平安時代

あるが、これとは別にやや新しい十世紀後半の遺構もある。それはⅢ期政庁の南西部の築地塀外側で、南北に平行して走る二条の溝（SD9005・SD9006）である。二つの溝の間隔は芯々で約四・二メートルを計り、Ⅲ期前半代の東辺の築地塀に比べ幅の広い築地塀が南北に通っていたと考えられる。

Ⅳ期以降になると、政庁地区には多数の掘立柱建物が建築される。調査区北東部で検出された大形の掘立

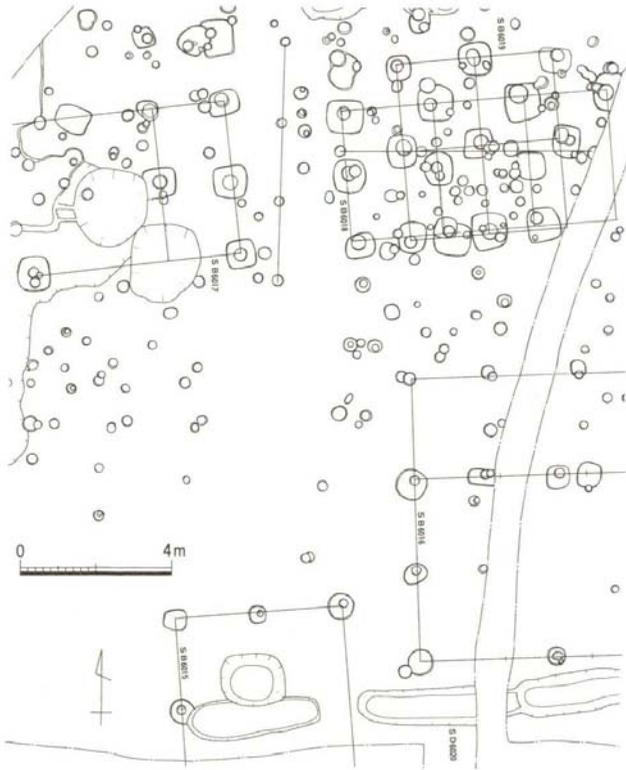


第12図 政庁東辺築地塀雨落ち溝 (SD6012・6013)

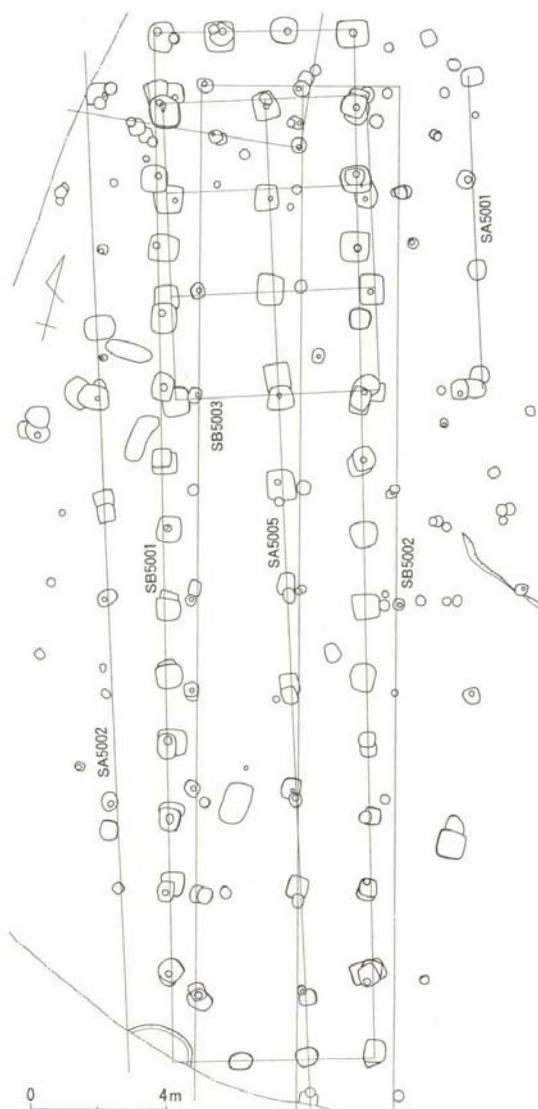


第13図 政庁Ⅲ期東脇殿実測図 (SB5009ほか)

柱建物群 (SB5001・SB5002・SB5003) と柱穴列 (SA5001・SA5002・SA5005) は、この時期に属する可能性がある (第15図)。これらの遺構群はほぼ同じ方位 (N $17^{\circ}$ ±1°W) をとり、柱穴から瓦器片が出土している。SB5001は南北棟の建物で、桁行一四間 (三〇・二メートル)、梁間三間 (六・〇メートル) を計る長大な建物である。床面積も一八一平方メートルに達する。柱穴は一辺が九〇センチメートル前後の方形で、深いものでも四〇センチメートル程度、浅いものでは五センチメートル足らずしか残存していなかった。この建物は一回以上の建て替えが行われている。SB5003は時期的にSB5001に先行する建物で、桁行三間 (九・〇メートル)・梁間二間 (六・〇メートル) の南北棟の総柱建物である。東西面に入出口を持つ八脚門の可能性もある。またこの建物中軸線から連続して南方へ延びるSA5005は、SB5003と同じ柱間



第14図 政庁地区中門付近実測図 (SB6018/ほか)



第15図 政庁地区第Ⅳ期東脇殿付近実測図  
(SB5001ほか)

をなし、板塀状の施設であったと考えられる。

V期の遺構では、方形にめぐる大形の溝がある。この溝は政庁地区北西部（SD5022）と中央部（SD5030）との二か所であり、SD5030は第二次の御所地区トレンチでも続きが確認されている。この溝は幅二・三・五メートルで、断面が逆台形をなし、溝で囲まれた範囲は南北約八・八メートルである。

次に、政庁地区の調査について問題点も含めて簡単にまとめる。

① 国府政庁の規模と方位

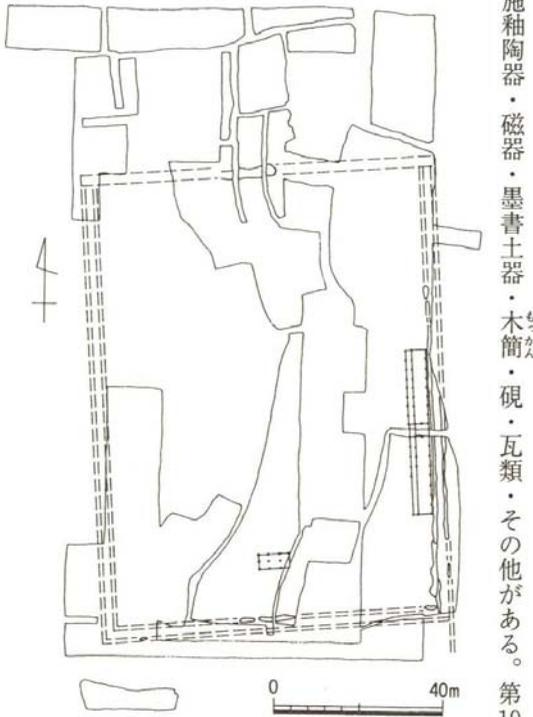
政庁はⅢ期のものが最もよく分かっており(第16図)、その規模は南北の長さ(南辺築地塀の芯から北辺大溝の掘り込み内側上場まで)一〇五メートルで、幅(東辺築地塀を中門で折り返した場合の芯々で)七九・二メートルである。また南北の中軸線はN―約4―Wの方位をとる。

② 政庁の構造と特徴

(四) 九州の官衙とその現状の項に述べる。

③ 出土遺物について

官衙的な要素を持つ遺物としては施釉陶器・磁器・墨書土器・木簡・硯・瓦類・その他がある。第19図7は緑釉陶器の皿で、8は灰釉陶器の杯である。11は越州窯系青磁碗、12は龍泉窯系青磁碗、13は同安窯系青磁碗で、14は白磁碗である。墨書土器(第18図)のうち1は土師器碗の外底面に「三良丸」、2は同じく「伊加梨」の文字を記している。第17図の木簡は唯一の記年銘資料で三行のうち二行目の頭に「大伴信依」の人名と、三行目に「保安」



第16図 政庁第Ⅲ期遺構配置図

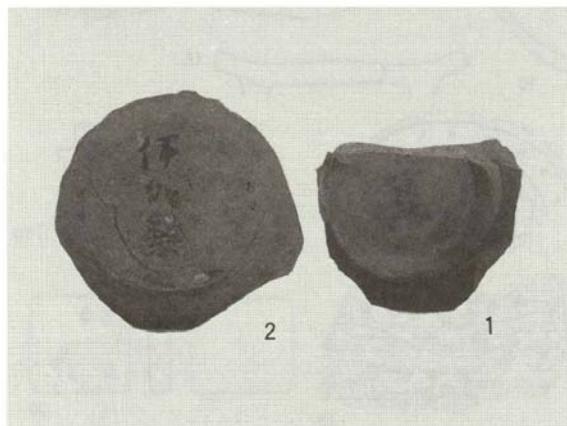
元年十一月廿一日」の年月日が読み取れる。第19図19は円面硯、15は風字硯である。第19図20は石帯の巡方で、黒い色の頁岩製である。

### 国府調査の意義

以上のように豊前国府は幸木遺跡の調査から二〇〇年、継続調査を開始してからも一二年の期間を費やして、ようやく政庁と市街地の一部が確認された。これにより昭和三十年の位置については、なお豊津町国作・惣社地区以外への求められる可能性も残されている。また、当地区内でも古墳時代終末から奈良時代前半にかけての一般集落が、国府建設の際にどのように取り扱われたか。いわゆる国府域と市街地の復元の問題、Ⅱ・Ⅳ期の政庁の位置と構造の問題など残された課題は多い。

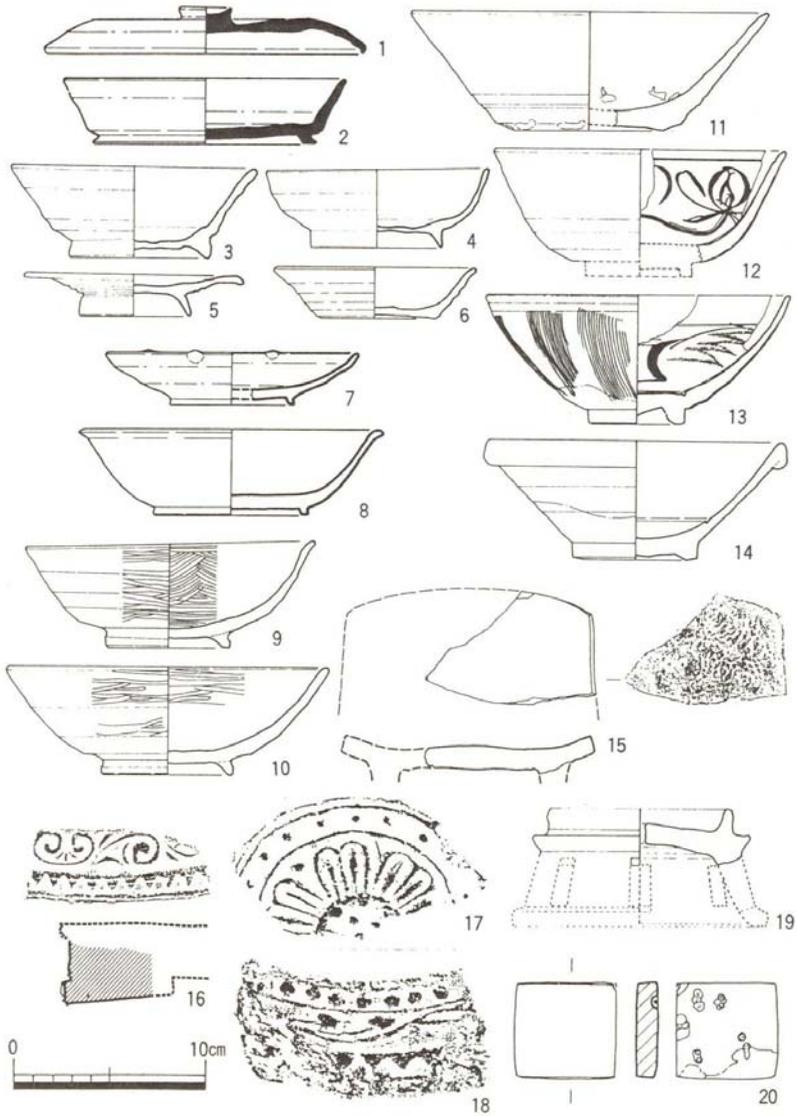


第17図 豊前国府出土木簡



第18図 豊前国府出土墨書土器  
(1、三良丸 2、伊加梨)

第3編 古 代 (奈良・平安時代)



第19図 豊前国府出土遺物実測図

奈良時代に国府は六六の諸国に設置され、二島にも島府が置かれたわけであるが、現在その位置と政庁の構造などが確認されている国府は少ない。大宰府・多賀城を除くと、下野・伊勢・伊賀・近江・伯耆・肥前などがほぼ完全に解明されているが、因幡・出雲・周防・筑後など部分的な把握にとどまるか、所在地すら確認されていない国府が多い。そのなかで豊前国府は現在までに政庁や市街地など、部分的とはいえ発掘調査によってその内容が明らかになり、将来の地方官衙研究に一資料を提供することができた意義は大きい。

### 国府の保存と課題

国府の政庁地区は、平成六年度までの調査成果をもとに平成七年度には史跡公園として保存・整備されることになった。これまでの経過は、当初調査は圃場整備を前提とした事前調査であり、政庁の確認を受けて、その重要性を地元の地権者・換地委員に理解を得るとともに、積極的な協力を得て、当該地区約一万八〇〇〇平方メートルの保存と町の用地取得が可能となった。整備の内容は、専門家からなる豊前国府跡保存整備指導委員会や町の文化財保護委員会の指導を仰ぎながら、繰り返し検討された。

基本的に今回の整備は、発掘調査によって確認された具体的な遺構の保存を重点に、将来史跡公園として更に充実させることが可能な余地を残す基礎的な整備である(第20図)。公園内全体は、政庁の保存と一部復元を行った地区を中心に、その南側に公園の活用を図る便宜施設を設置した地区を設定し、政庁周辺部には休憩施設や植栽を施した地区を設けている。政庁の保存地区は当時の築地塀の位置に土盛りと低木の植栽をし、調査によって確認された東脇殿と中門は土盛り基壇をした上に木柱の表示をした。遺構が確認されなかった西脇殿と正殿については土盛り基壇のみにとどめている。政庁南側に駐車場・便所などの便宜施設と、



(四) 九州の官衙とその現状

西海道の官衙

奈良時代九州は西海道と呼ばれ、九国二島に分かれており、それぞれに行政機関として国府・島府が設置されていた。また各国内にも幾つかの郡があり、その行政施設は郡衙ぐんが（郡家）と呼ばれ、その下の行政単位である里（郷）を統括していた。

大宰府の設

大宰府は西海道全体を総管する行政府であり、外交・海辺防備などの機能も果たしていた。

置と内容

養老職員令によると大宰府には帥みささぎ以下五〇人の官人が配置されていたことが分かり、職員令に記載のない雑員などを含めると延べ一〇〇〇人以上に達したと推定されている。

大宰府の前身とされる那津官家なつのみやけは、近年の調査で福岡市博多区比恵遺跡に推定されている。この遺跡では倉庫と考えられる七棟の掘立柱建物跡、九×二間の東西棟掘立柱建物跡と柵状遺構が確認され、官衙的建物配置をとることが注目されている。当遺跡は六世紀後半代に造営されるが、その後七世紀中ごろの白村江の海戦を契機に、外交機能を有した地方行政機関として、内陸部に大宰府が設置される。大宰府の名称が文献に最初に登場するのは、白村江海戦後の天智天皇十年（六七二）である。

大宰府政庁は発掘調査によって七世紀後半に掘立柱建物群からなる主要建物が建設され、八世紀前半代に基壇を持つ礎石建物に変わり、十世紀半ばに藤原純友すみのとの乱で焼失した後再建されたことが判明している。その規模は、南北二一メートル、東西一一〇・七メートルで、主要建物は五×二間の南門と三×二間の中門が中軸線上に建ち、東西両面に廂を持つ七×四間の脇殿が東西に各二棟並び、正殿は七×四間の四面廂建物、後殿は南

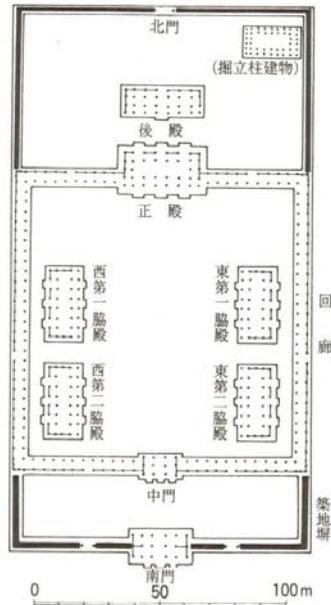
北両面廂の七×三間の建物であることが確認されている。また、中門と正殿は回廊で結ばれ、南門・中門間と正殿・北門間は築地塀で囲まれていた(第21図)。

大宰府は『続日本紀』神護景雲三年(七六九)十月の条に「此府人物殷繁、天下之一都会也」と自称するとおり、宮都を除くと古代では最大の都市を形成していた。その規模は約二キロ、四方とされており、政庁を北辺中央部に置き、全体は平城京と同様に条坊制が施行されていた。

大宰府の外交の窓口となる施設に鴻臚館がある。鴻臚館は古代の迎賓館にあたり、奈良時代には「筑紫館」と呼ばれていた。関連の遺構は福岡市中央区城内の平和台球場外野スタンド改築に伴う発掘調査で、掘立柱建物跡や基壇状遺構が検出され、中国産陶磁器のほかイスラム陶器・木簡などが出土している。

北海道の国府のうち、発掘調査によって中心施設の政庁や関連遺構が確認されているのは筑後・肥前・豊前の三つの国府にとどまる。

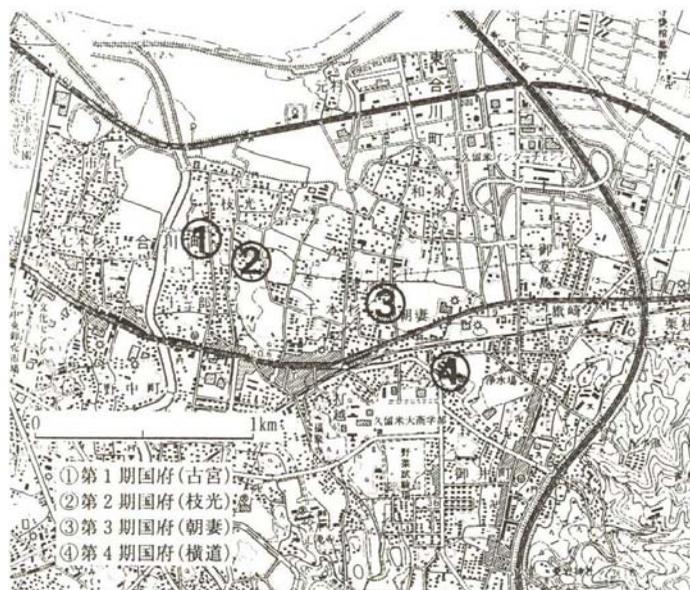
筑後国府は御井郡内にあり、久留米市合川町周辺の枝光台地を中心として、昭和四十七年(一九七二)以降現在まで発掘調査が行われている。筑後国府の特徴は、東西幅約一・五キロの枝光台地上を築地塀や大溝で区画された官衙ブロックが三回にわたって移動していることである(第22図)。七世紀末から八世紀前



第21図 大宰府政庁(8世紀)

(石松好雄・桑原滋郎『古代日本を発掘する4大宰府と多賀城』より)

半の成立期の国府と考えられる古宮国府は台地西端に位置する。築地塀と大溝で囲まれた区画と平行して、北辺に三×八間の東西棟掘立柱建物跡、東辺に三×六間の掘立柱建物跡二棟が並ぶ。また、南方には正倉の可能性がある三×四間の総柱建物跡二棟が検出されている(第23図)。その後八世紀中ごろから十世紀前半では、南東約二〇〇メートルの阿弥陀地区に枝光国府が営まれる。ここでは八世紀末から九世紀前半の四面廂建物二棟や、九世紀前半から十世紀前半の東西方向の築地塀と南北に長大な掘立柱建物跡などが確認されている。続く十世紀中ごろから十一世紀後半では、更に東方約七〇〇メートルで朝妻国府が造営される。遺構は東西約一三〇メートル、南北一三〇〜一四〇メートルの大溝で区画された内側から三間(六・八メートル)×四間(二・三・七メートル)以上の南北棟建物が検出されている。最後の横道国府は朝妻国府の南東約四〇〇メートルに位置し、十一世紀前半代から十三世紀代の遺構が



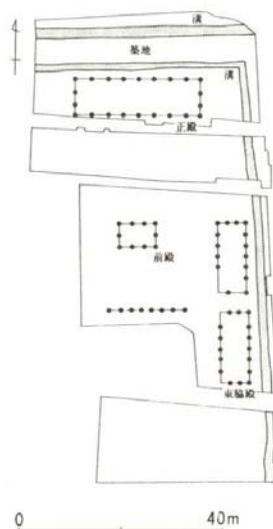
第22図 筑後国府の変遷

(松村一良「西海道官衙と集落」『新版古代の日本③九州・沖縄』より)

半の成立期の国府と考えられる古宮国府は台地西端に位置する。築地塀と大溝で囲まれた区画と平行して、北辺に三×八間の東西棟掘立柱建物跡、東辺に三×六間の掘立柱建物跡二棟が並ぶ。また、南方には正倉の可能性がある三×四間の総柱建物跡二棟が検出されている(第23図)。その後八世紀中ごろから十世紀前半では、南東約二〇〇メートルの阿弥陀地区に枝光国府が営まれる。ここでは八世紀末から九世紀前半の四面廂建物二棟や、九世紀前半から十世紀前半の東西方向の築地塀と南北に長大な掘立柱建物跡などが確認されている。続く十世紀中ごろから十一世紀後半では、更に東方約七〇〇メートルで朝妻国府が造営される。遺構は東西約一三〇メートル、南北一三〇〜一四〇メートルの大溝で区画された内側から三間(六・八メートル)×四間(二・三・七メートル)以上の南北棟建物が検出されている。最後の横道国府は朝妻国府の南東約四〇〇メートルに位置し、十一世紀前半代から十三世紀代の遺構が

あり、四面廂の掘立柱建物跡や東西・南北方向の溝が発見されている。また、枝光国府の南東約一五〇メートルの風祭地区では、九世紀後半代の国司館と推定される区画（築地塀または土塁）と、内部から二×六間以上の脇殿状建物が検出されている。これら以外にも、この一帯で官道や御井駅・御井郡衙跡などが確認されている。

肥前国府は佐嘉郡にあり、発掘調査は一九七四年から八四年まで継続して実施され、その後も九州横断自動車道の建設の際関連遺跡が事前調査された。国府の所在地は現在の佐賀市北部の佐賀郡大和町で、脊振山地南麓の標高一五前後の低い台地にあり、肥前路の官道に南面する。関連遺跡は政庁を中心に、北北西約二〇〇メートルの物座遺跡、北北東約二〇〇メートルの久池井B遺跡などがある。当国府は西海道で唯一政庁の全容が判明しており、その形態は大宰府政庁の縮小版といえることができる（第24図）。政庁全体の規模は、南北一〇四・五メートル、東西七七・二メートルで周囲は築地塀によって囲まれている。内部の主要建物は一、二回の建て替えがみられるが、ほぼ同一の構造・規模を保っている。南門は南面築地のやや内側にあり、八脚門（六・九×四・五メートル）である。脇殿は東西ともに二×七間の掘立柱建物跡二棟からなり、規模は北側の脇殿は五・三×一七・五メートル、南側は古い時期の建物が五・〇×二〇・八メートル、新しい建物が五・三×一九・二メートルである。正殿は四×七間（二〇・八×二五・〇メートル）の四面廂の掘立柱建物跡である。後殿は二×七間で、桁行は正殿の



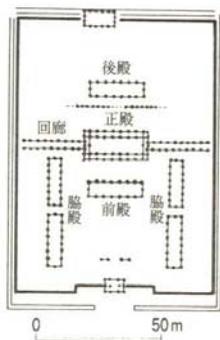
第23図 筑後国府古宮地区全体図

身舎部と同じ二〇・八六メートルであるが、梁間は古い建物が五・一メートル、新しい建物が五・四メートルである。正殿から東西両方向に回廊が延びることも大宰府政庁に類似している。ただし、当国府では二×七間（五・四×二〇・八六メートル）の前殿が建てられている。政庁が造営された時期は八世紀前半代までさかのぼり、九

世紀後半には南門が礎石建物になり、政庁全体では十世紀前半までの遺物が出土している。惣座遺跡は八世紀後半から九世紀の国府の正倉と考えられる遺跡である。久池井B遺跡では廂を持つ建物や倉庫が確認されている。肥前国府周辺のその他の施設としては、国司が管理していた国印や正倉の鍵を祭ったとされる印（な）鑰（やく）神社が政庁の南東約〇・八キロメートルにあり、西南西一・〇キロメートルに肥前国分寺尼寺、一・三キロメートルに同僧寺が位置する。

西海道の官衙のうち、大宰府や肥前国府・豊前国府の政庁には幾つかの共通点が見られる（第5表）。まず、門は大宰府政庁の中門・肥前国府政庁の南門・豊前国府政庁の中門がいずれも八脚門の形態をとることである。次に、脇殿は三者とも南北二棟に分かれている。更に、肥前と豊前の場合、政庁全体の規模も類似している。これらの共通点は肥前国府と豊前国府の政庁が大宰府をモデルとし、なんらかの規制を受けて建設されたことを物語るのではないだろうか。

なお、肥後では八世紀後半から九世紀前半の託麻郡内の国府政庁が調査され、正殿と東西脇殿と推定される建物が部分的に確認されている。また、薩摩国府では国府内の一種の曹司の存在を示す「国府」の墨書土



第24図 肥前国府政庁全体図

第5表 大宰府・肥前国府・豊前国府政庁規模比較表

(単位：メートル)

遺跡名	政庁		南門		中門		脇殿		正殿		前殿		後殿		備考
	長さ	幅	長さ	幅	長さ	幅	長さ	幅	長さ	幅	長さ	幅	長さ	幅	
大宰府	間敷		5	2	3	2	7	4	7	4	-	-	7	3	中門：八脚門 脇殿：南北二棟、両面廂 正殿：四面廂
							26.9	11.7	2.8	13.0					
肥前国府	間敷		3	2	-	-	7	2	9	4	7	2	7	2	南門：八脚門 脇殿：南北二棟 正殿：四面廂
							17.5	5.3							
豊前国府	間敷						20.8	5.0	25.0	10.8	20.8	5.4	20.8	5.4	中門：八脚門 脇殿：南北二棟、片面廂
					3	2	8	2							
豊前国府 Ⅳ					6.8	3.4	17.4	4.9							
			105.0	79.2			18.4	4.9							

器が出土している。しかし、ともにその全容解明には至っていない。

西海道の郡衙

国府の下位の行政府には郡衙があり、現在の市ないし郡程度の広さの行政区を占めていた。『律書残篇』によると、八世紀中ごろには全国に六七国五五五郡四〇一二郷があったとさ

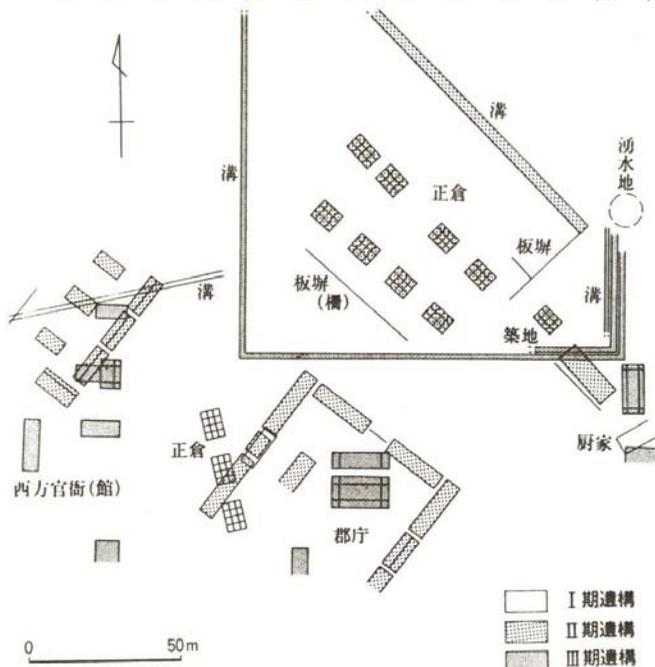
れており、このうち発掘調査によって確認された郡衙は二割にも満たない現状である。西海道でも、筑後国御原郡衙と推定される小郡市小郡遺跡、同国御井郡衙とされる久留米市ヘボノ木遺跡、肥前国神埼郡衙とされる佐賀県神埼町馬郡竹原遺跡群・吉野ヶ里遺跡群、肥後国玉名郡衙とされる熊本県玉名市立願寺遺跡、同国託麻郡衙とされる熊本市神水遺跡などと、平成七年(一九九五)に確認された豊前国上毛郡衙と考えられる築上郡新吉富村大ノ瀬下大坪遺跡などの数か所にとどまる。

小郡遺跡は脊振山地から東方に延びる標高二〇メートル程度の低丘陵地帯の末端部で、東西約三〇〇メートル・南北

約四〇〇メートルの台地に所在する。七世紀後半から八世紀後半にかけて、計画方位の異なる三時期の掘立柱建物群が発掘されている（第25図）。このうちⅡ期は七世紀末から八世紀初頭の時期で、政庁と考えられるコの字形に配置された長大な掘立柱建物跡群を中心に、塀を隔てて北東側には正倉と想定される三×四間の倉庫九棟が二列に並んでいる。また、政庁の北西側には館の可能性がある掘立柱建物群が存在する。八世紀後半代のⅢ期では、Ⅱ期の郡庁の位置に正殿・後殿・西脇殿からなる政庁が営まれ、その北側には築地によって囲まれた空間が広がる。

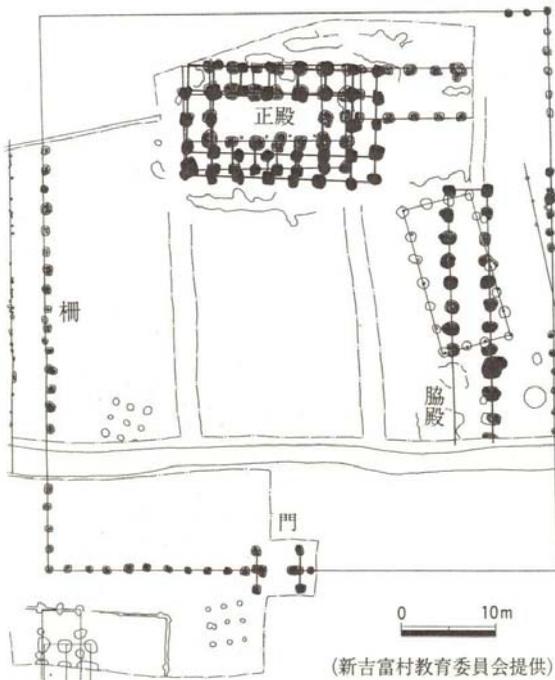
また、政庁の西方にも同一方位をとる、館とみられる官衙が造られている。このように、小郡遺跡では政庁・正倉・付属官衙（館）などが集中して発見されている。

大ノ瀬下大坪遺跡は、豊前国府から宇佐八幡宮に向かう官道沿いの微高地に所在し、現在政庁部分がほぼ



第25図 小郡遺跡時期別遺構配置図

（松村一良「西海道の官衙と集落」『新版古代の日本③九州・沖縄』より）



第26図 新吉富村大ノ瀬下大坪遺跡遺構配置図



第27図 新吉富村大ノ瀬下大坪遺跡政庁全景  
(新吉富村教育委員会提供)

調査されている(第26・27図)。郡衙の主要施設は溝や柵列で囲まれた、一辺一五〇〜一六〇の外形内に分布すると考えられる。政庁はこの外郭のほぼ中央に位置し、五五×六〇の方形に区画された柵列内にある。主要建物としては、この柵列の南東辺のほぼ中央部に四脚門があり、正面奥に四×七間で四面廂の正殿がある。正殿は当初約一〇×一七の規模であるが、後に約一一×二〇と大きく建て替えられている。脇殿は東側のみ検出され、当初二×七間(四×一七)以上で、後に三×六間(約七×一五)に建て替えられている。また、政庁の北側や門の南側に隣接して倉庫も検出されている。当遺跡は八世紀を中心とする時期と考えられている。今後、周辺部で正倉など関連遺構の

調査が継続され、遺跡全体の保存が図られることが期待される。

なお、久留米市道蔵遺跡では、八世紀後半から九世紀初頭の三×七間の東西棟掘立柱建物跡と三×四間の倉庫一棟が確認され、「三万少領」の墨書土器が出土し、筑後国三潞郡みづま衙跡の可能性が考えられている。

## 二 郡衙と郷土の豪族たち

### (一) 国・郡・里(郷)制

大化の改新後、全国を国・郡(こほり)・里(郷)に分けて地方行政が行われるようになったが、国はそれぞれの中を幾つかの「郡」に分け、郡を更に幾つかの「里」に分けた。しかし大宝二年に大宝律令が施行される前までは郡は「評」とされていた。評制時代の評は大・中・小の三等級に分けられていたが、大宝律令制下では大・上・中・下・小の五等級に分けられた。等級を決める基準は郡の中の里数によったものである(第6表)。

次に里は五〇戸を一里とし、里長が置かれて末端の行政を執り行った。しかし靈龜元年(七一五)に里を郷とし、郷の下に二、三の里を置いた。更に天平十一年(七三九)には里を廃止したために国・郡・郷というしくみになった。承平年間(九三二—三三)に成立した『和名類聚抄』に記されている郷名は四〇〇〇にのぼっている。